

平成 28 年 11 月 17 日

平成 27 年改正医療法に基づく医療法人の運営に関する留意事項

香川県健康福祉部医務国保課

平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」により医療法が改正され、医療法人のガバナンスの強化、経営の透明性の確保に関する規定が整備されました。医療法人におかれましては、改正点に留意のうえ、適正な運営を行ってください。

1 医療法人のガバナンスの強化にかかるもの（平成 28 年 9 月 1 日施行）

改正内容を説明した「医療法人の機関について」（平成 28 年 3 月 25 日付医政発 0325 第 3 号、厚生労働省医政局長通知）を参照してください。特に留意を要する点は、次のとおりです。

①役員報酬の決定手続

・第 46 条の 6 の 4（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 89 条）、通知 5（5）

理事の報酬等は、定款（寄付行為）にその額を定めていないときは、社員総会（評議員会）の決議によって定める。

・第 46 条の 8 の 3（一般社団・財団法人法第 105 条第 1 項）、通知 7（4）

監事の報酬等は、定款（寄付行為）にその額を定めていないときは、社員総会（評議員会）の決議によって定める。

※定款（寄付行為）又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えない。（内閣府公益認定等委員会事務局 F A Q）

②監事選任時の監事の同意

・第 46 条の 5 の 4（一般社団・財団法人法第 72 条第 1 項）、通知 4（3）①

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が 2 人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

③理事長の業務状況報告

・第 46 条の 7 の 2 第 1 項（一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項）、通知 6（2）①

理事長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款（寄付行為）で毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

④理事による競業及び利益相反取引

- ・第46条の6の4（一般社団・財団法人法84条）、通知5（2）③

理事は、次に掲げる競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- イ 自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引
- ロ 自己又は第三者のためにする医療法人との取引
- ハ 医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引

※従来、医療法人と理事との利益相反取引については、特別代理人を選任する必要がありましたが、改正後は理事会への事実の開示と承認で足りることとなり、特別代理人の選任は不要となりました。

※法務局に所有権移転登記申請を行うにあたり、利益相反取引を承認した理事会議事録に記名押印した理事及び監事について、役員であることの所管庁の証明が必要な場合は、香川県医務国保課 総務・医事グループまで御連絡ください。

2 経営の透明性の確保にかかるもの（平成29年4月2日以後に開始する会計年度から適用）

医療法人のガバナンスの強化の一環として、会計制度の厳格化を図り、医療法人の経営の透明性を確保するための仕組みが整備され、平成29年4月2日以後に開始する会計年度から適用となります。改正の概要は、次のとおりです。詳細は、末尾に記載の3つの通知を参照ください。

①医療法人会計基準の適用及び外部監査

次の医療法人に医療法人会計基準の適用及び公認会計士・監査法人による外部監査が義務付けられた。（第51条第2項及び第5項）

- ・医療法人のうち、負債額が50億円以上又は収益額が70億円以上であるもの
- ・社会医療法人のうち、負債額が20億円以上又は収益額が10億円以上であるもの
- ・社会医療法人債発行人である社会医療法人

②事業報告書等の公告

①に該当する医療法人及び全ての社会医療法人は、貸借対照表・損益計算書をホームページ、官報又は日刊新聞紙で公告しなければならない。（第51条の3）

③関係事業者との取引に関する報告

医療法人（①に該当しない医療法人も含む）は、医療法人の役員・近親者（配偶者又は二親等以内の親族）やその支配する法人（社員総会等の議決権の過半数を占めている法人）との一定の取引について、都道府県知事に届出を行わなければならない。（第51条第1項）

[取引の基準]

- ・ 事業収益又は事業費用が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における総事業収益又は総事業費の 10%以上を占める取引
- ・ 事業外収益又は事業外費用が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の事業外収益又は事業外費用の総額の 10%以上を占める取引
- ・ 特別利益又は特別損失の額が 1,000 万円以上である取引
- ・ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の総資産の 1%以上を占め、かつ 1,000 万円を超える残高になる取引
- ・ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の 1%以上を占める取引
- ・ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が 1,000 万円以上であり、かつ当該医療法人の総資産の 1%以上を占める取引

[通知]

- 「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」(平成 28 年 4 月 20 日付医政発 0420 第 5 号 厚生労働省医政局長通知)
- 「医療法人の計算に関する事項について」(平成 28 年 4 月 20 日付医政発 0420 第 7 号 厚生労働省医政局長通知)
- 「関係事業者との取引の状況に関する報告書の様式等について」(平成 28 年 4 月 20 日付医政発 0420 第 2 号 厚生労働省医政局医療経営支援課長通知)

通知は、香川県ホームページ「医療情報総合サイト ■医療機関の方へ■」にも掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/soumujji/index2.htm>

(お問合せ先)
香川県健康福祉部医務国保課
総務・医事グループ
電話 0 8 7 - 8 3 2 - 3 3 2 0